

「保育者のための日本国憲法」 ～子どもと保育者の「言葉」に着目して～

桑原広治

“The Constitution of Japan for childcare workers”
-Focusing on the “words” of children and childcare workers-

KUWAHARA Hiroharu

Abstract

The purpose of this study is to improve classes with the “thinking power” required in the field of education. First, I started by explaining various laws and regulations related to childcare so that students could feel the Constitution of Japan closer to them as a childcare worker. On the other hand, in newspaper articles, abuse, bullying, school refusal, child poverty, and child accidents are noticed almost every day. These are human rights issues mediated by “words” and are not unrelated to constitutional issues. Therefore, the thinking classes in which students manifested interest in newspaper articles on human rights and constitutional issues and related them with the constitution with a sense of ownership led to the abilities to output in their own words.

Key words: inter-subject collaboration, language, human rights, sovereign education, newspaper articles

キーワード： 科目間連携、言葉、人権、主権者教育、新聞記事

1 問題の所在と研究の目的

本研究の目的は、現場に求められる「考える力」のつく授業改善を進めることである。憲法に対して苦手意識を持っている学生は多い。多くの学生からは、「保育者になるのに、なぜ憲法を学ぶの？」との多くの声が寄せられる。保育原理や人間関係、言語表現などを担当する教員としては、保育者になるものとして、憲法を学ぶ意義は大きいことをどのように伝えていくかの指導力が問われている。新聞記事等には、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困、子ども

の事故などが毎日のように目に留まる。これらは「言葉」を媒介にした人権問題であり、憲法問題とも無関係ではない。

大学の大量化に伴い、大学入学者の基礎学力低下と並んで学習意欲の欠如及び目的意識の希薄さが深刻化している。短期大学では更なる問題が顕在化していると捉える。

短期大学という短い時間で保育者として、憲法をなぜ学ぶ必要があるかについて授業を工夫していく必要に迫られた。まず、学生として日

本国憲法をより身近に感じるように、保育に関連する諸法令の解説から始めた。特に、保育者として憲法を日常生活と関連させることで法的思考につながるように工夫した。日本国憲法第25条を受けて、社会福祉法から児童福祉法につながり、保育士の仕事がある。また、日本国憲法第26条を受けて、教育基本法から学校教育法につながり、幼稚園教諭の仕事がある。一方、一人の人間として憲法がいかに身近なものであるかを認識してもらう必要がある。授業の始めに日本国憲法の基本的人権（第11条）について取り扱う。それは、基本的人権には「生存権や表現の自由などいろいろな権利が含まれており、保育者として子どもが尊重されているかを常に意識して自らを問い返し、学んでほしいからである。また、「生存権」（第25条）では、「子どもにとって『健康で文化的な最低限度の生活』とは何かを意識して、子どもや保護者の生活に目を向けてほしい。」ことを願って、15回を通して、人権をベースに置いた日本国憲法の授業を展開する。

学生が当事者意識を持って、人権問題・憲法問題の新聞記事等に関心を示し活字を読み、憲法と関連させた考える授業は、自分の言葉で憲法をアウトプットできる力につながる。保育者として、子どもに、保護者に、地域にかかわる仕事につく学生には憲法を学ぶ意義は大きいと考えた。

なお、毎回の授業での振り返りは、学生が自分の言葉で考察する学びを通じて成長し、変わっていく様子は説得力があるのではないか。学生にとっても、保育者になってからも「憲法と自分の仕事」とのつながりを実感し、何かを判断する時の基準になっていくことが理解できよう。

あらかじめ、憲法の専門的な手続きを経た研究ではないこと、数量的な分析を用いた研究ではないことを断っておく。

2 研究の方法

(1) 対象及び方法

1年次前期開講の卒業必修、免許・資格必修、科目「日本国憲法」

受講生 37名

15回の講義とともに、筆者の担当科目（人間関係、保育・教職実践演習、言語表現、保育原理）を科目間連携の視点で授業を展開する。

学生は、授業の「振り返り」の中での「考察」を自分の言葉でどのように表現（アウトプット）しているかに重点をおく。授業では「考察の共有化」（授業中にスライドで学生間の共有）を図り、「考える力」の成長をめざす授業改善のための研究を進めていく。

授業の「振り返り」は、前半はシートで、後半は「チャットメール」で提出する。

(2) 倫理的配慮

本研究の性質上、学生の授業の振り返り（考察）を取り上げる。その際、学生には、情報を共有し、学習する視点から研究参加の同意を得ている。

(3) 当事者意識と「つなぐ力」を意識した授業実践

授業の到達目標を目指して授業改善を行う。授業改善にあたっては、科目間連携と逆向き学習法で授業を進める。

逆向き学習法とは、学生が入学し、2年後に保育現場に就職する4月を想定し、現場で必要となる資質能力に優先順位をつけ、学生の実態との相関を考えて授業展開していくものである。なお、逆向き学習を進めるにあたって、個人差に対応するために「2年間トータル」を意識した指導を行う。

3 研究の実際

憲法に対して苦手意識をもつ背景には専門用語が難しく理解しにくいことがある。

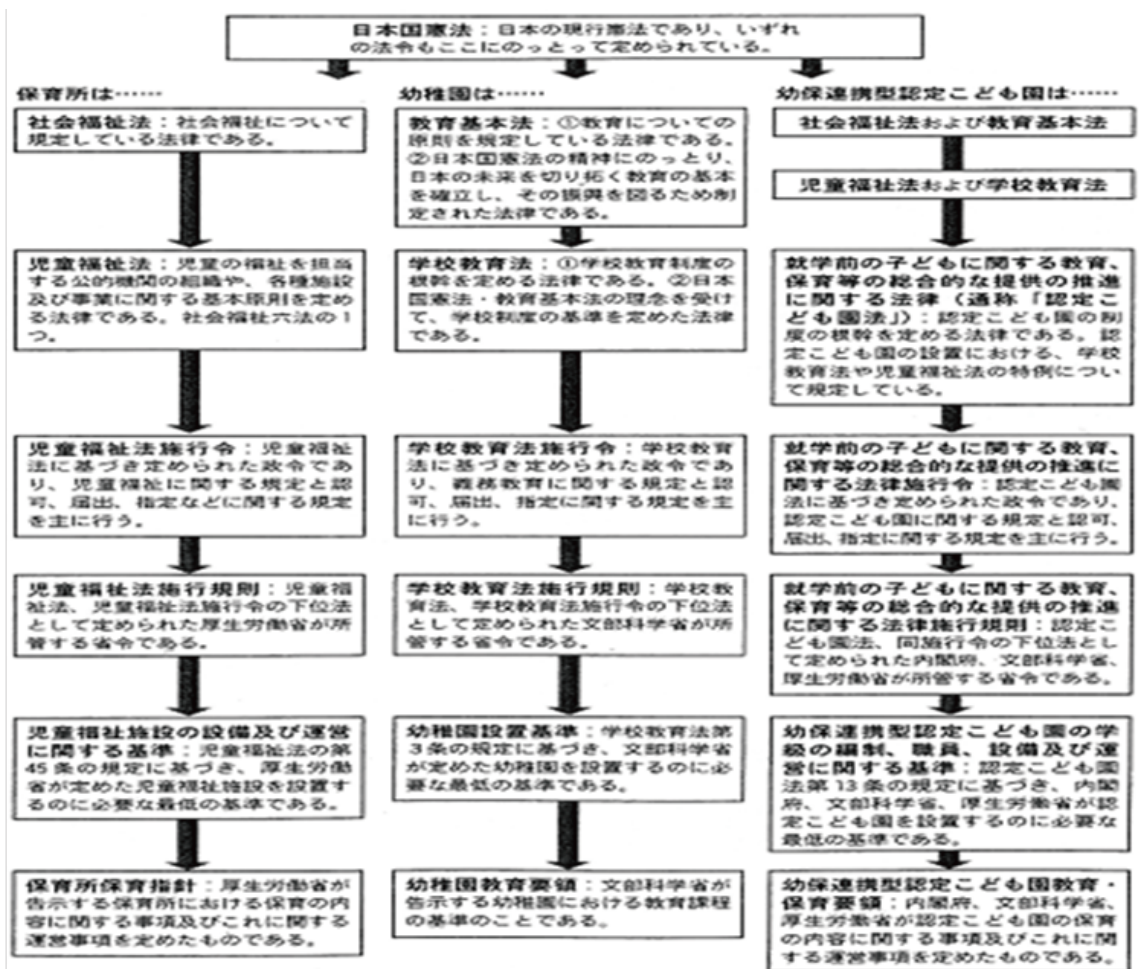
授業を進めるにあたっては、筆者が担当する科目（保育原理、言語表現、人間関係、保育教職実践演習等）は、すべて「科目間連携の視点」を念頭において、言葉を理解するための辞書と「教育小六法」の活用を徹底させた。

(1) 憲法を身近なものにするために

ある学生は「今日の授業は難しい言葉が沢山でてきた。恥ずかしながら知らない言葉もいくつかあった。『大赦』という漢字が私は読めなかったため、改めて意味と一緒に調べてみた。すると皇室、国家にめでたいことがあった時にある範囲の罪に対して刑を許すことであると書いてあった。説明を受けても、自分で調べてみて、考えなければ意味がないと改めて感じ、大赦という言葉についてより理解が出来たように感じた。また、事例問題の『考えてみよう』という所では、発達障害の子どもが、保護者に発達障害の子どもとうちの子どもは、クラスを

えて欲しいという問題だった。私ならば絶対にクラスを変えたりしないと思ったし、障害があろうがなかろうが、ひとりの人間なんだということをその保護者に伝えると思う。今、憲法を学んでいる私たちにとってこのような事はあってはならなかったことだったと感じたし、どこかで阻止出来たはずだったのではないかと思った。保育者になる私達にとって、差別なく、子ども一人一人が、大切な存在なんだということを忘れずに生きていきたいと思うし、完璧な人間はいないからこそ、『みんなちがってみんないい』と言うことはこの事なんだと実感させられた。」と授業の振り返りで考察している。

(1) 保育に関連する諸法令 (1)



(2) 憲法の音読

憲法の朗読を聴きながら、音読も取り入れ、憲法のリズムの心地よさも味わってもらった。ある学生は「今回の授業では今まで生きてきた中で初めて日本国憲法の前文から103条までの朗読を聞いた。私が思っていたよりも沢山あってほんとに日本国憲法をつくった方々の努力は素晴らしいなと強く感じた。今の平和な日本があるのもこの憲法があるおかげだと思うので日々感謝しながら生活していきたい。朗読を聞きながら読み仮名や漢字の確認をしていたが途中からメモをとるのが間に合わなくなってしまった。もう一度しっかりと聞き直し、音読をして理解を深めていこうと思う。また、リモートの授業になってから課題は多く出たが通学の時間がなくなって家で過ごす時間が増えたのでこの時間を無駄にせず有効活用していきたい。今まで授業で頂いていた新聞記事や参考資料は沢山あるので熟読して活字になれていきたい。それと同時にいろいろな所で起きている問題にもしっかりと目を向け、自分だったらどうするのかも考えられるようにしていきたい。コロナ禍ではできなくなってしまったことについて目を向けがちである。しかし、このようなコロナ禍で家にいるからこそできることを発見できる人になっていきたい。」と振り返りで考察している。

(4) 保育者として憲法を学ぶ意義

ある学生は「先週から条文一つひとつを細かく学んでいるが、やはり言葉が難しくもあり、すぐには理解出来ない点多々ある。しかし条文を学び始める前の導入で『日本国憲法の誕生』のDVD視聴や憲法朗読を聴いたことで憲法への興味が深まっており、『より理解するにはどうすべきか』と考えるようになった。あまり理解出来ていないと感じる条文については、少なくともどういった内容であるかを理解出来るようしっかりと復習したい。また、明治憲法では認められていた点が廃止されたり、その逆で認められていなかった点が認められていたり、『それまでの憲法はどういうものだったのか?』と

いう疑問も湧いてきた。今はまだそこまで学習を進めることは出来なくても、ゆくゆくは教育と関連付けるなどして学びの範囲を広げていけたらと思う。今こうして私自身の意思で学ぶ環境にいられることも、『学問の自由』として憲法で保障されているからであり、我々の日常生活のほとんどが憲法によって守られているのだと実感する。今日学んだ条文の中だけでも、『この条文があるから、〇〇が守られているのか』と感じる点がいくつもあった。そう考えてみても、やはり一国民として憲法を学ぶ意義は非常に深いように思う。」と振り返りで考察している。

ある学生は「今日の憲法の授業で私は特に、第14条が気になった。そこには大きくわけて2つ、絶対的平等と相対的平等とあり、意味を調べた。絶対的平等とは、個人間におけるいかなる差別も許されないということ、と、相対的平等とは、個々人の特性や能力に応じて等しき者を等しく取り扱うことが要請される、ということだった。意味を調べてみて改めて勉強になり、また新たな私の学習になった。しかし私が考えたのは、本当に皆平等なんだろうか?ということである。14条に記載されてある通り、ほんとに差別の無い世の中になっているか?と疑問を持った。私の友達は生まれつき髪の毛が金髪で色白の男の子がいる。また、目元が向日葵で、見た目は外国人ですが、両親、祖父母は日本人である。プールに入ると髪の毛が黒になり本人も原因が分かっていないが、周りの人は彼を外国人だ。親が違うと言う人が多く、彼は凄く孤立していたのを覚えている。すると、今日沢山の憲法が出てきた。少しずつであるが、憲法を学ぶ意味が分かってきた。憲法がわかっていたら、防げることも沢山あるとも理解した。まだまだ、難しいとは思いつつも、色んなことに憲法を当てはめてみると、憲法はすぐそこにあるんだなと実感する。また、公共の福祉についてであるが、お互いにお互いを主張せずに、公共の福祉に反しない範囲でなければ人権は認められないということを初めて知った。最近是自己主張が激しく争いになるケースがあつたを経たな

い。色んな人にもっと憲法を知ってもらわなければならないだろうかとあらためて感じている。」と振り返りで考察している。

ある学生は「今日は、国会議員や、衆議院、参議院と言った言葉がたくさんでてきた。そして、2016年の6月に選挙権が20歳ではなく、18歳に引き下がったのを覚えており、その頃、丁度選挙権が来た私は、実際に選挙権が引き下がり、自分に投票する権利が回ってきた。私はわけも分からず、とにかく誰かに入れようと思ひ、投票に行った。誰に投票しているのか分からず、大きな声で母親に『誰に投票すると?』と聞いていたのを覚えており、守秘義務がある為、家族でも誰に投票したかは、言えないと言われたのを覚えている。私は、選挙が何を意味するか分かっていなかった。現在も選挙について何か分かるか?と問われると、はっきり言って分かるとは言えない。私の友人もそうだが、選挙に行く意味が分からないという人が多い気がする。しかし、私たちに与えられた義務としてきちんと行わなければならないと私は思う。しかし、選挙について、選挙権について知らない、知識がないということが、投票に行かないということに、繋がっている気がする。私たちは、子どもを育てる仕事につく。子どもを育み、成長させる者として、沢山のことを知っておく必要があると感じた。私も選挙には行くものの、よく分かってない所もあり、今日の学習が今後の自分のためになると思ひ、しっかりメモをとった。憲法を学ぶことにより、本来私たちが行って行かなければならない義務がどんどん分かかってきたように思う。」と振り返りで考察している。

(5) 新聞記事

毎回の授業では、保育・教育問題や憲法・法律問題等の新聞記事を提供する。憲法が日常生活に関係していることに気づく新聞記事やいじめ、虐待など、人権に関する記事、政治等、多岐にわたる。

ある学生は「今日、朝からテレビをつけてモーニングショーを見ていた。するとオリンピック

の開催について議論されており、新型コロナウイルスが流行中、選手達の隔離問題について話があがっていた。選手の皆さんがどこにいるか、アプリなどで確認するか、訪問するか、また選手が自分の家にはいない場合は氏名を公に公表しますよ、という警告文章を打たなければならないなど、いろいろと対策案が候補として挙がってきていた中で、厚労大臣が、憲法の制約上、移動の自由がある。我が国では私権の制限に対しての法律がないといていた。そのため罰則を与えるのが困難なのではないかという説明であった。話を聞き、憲法はすぐ身近にあるということに改めて感じた。コロナ対策も含め、憲法というのはいかに難しい問題かというのを実感した。また、厚労大臣の話から、憲法を変えればすぐにこの法律が生まれるのか、この対策について、もしも憲法を変えるのであれば、メリットもデメリットもでてくるはずなので今後のオリンピックについて色々な方々の発言に注目していきたいと思う。また今回のコロナウイルスで憲法を変えなければならないのか、そこにも目を向けたいと思う。」と授業の振り返りで考察している。

ある学生は「高校の時とは違いクラスのみなが同じ夢に向かって学んでいるので、お互い学び合い、助け合ってみんなで夢を叶えていきたいという気持ちがより強くなった。日本国憲法の授業はまだ私にとっては難しいと思ってしまうこともある。しかし、実際にあった事柄と交えながら学ぶと分かりやすくなると思う。これからは普段見ていなかったニュースや社会のことに目を向けて生活していきたい。そうすることで日本国憲法のこの条文はこのニュースに関わっている等が分かり、理解しやすくなると思う。分からないことを分からないままにせず自分がどうしたら理解できるのか、また、学びやすくなるのかを考え行動できるようになりたい。これからも日々成長できるように頑張るのでご指導よろしくお願ひ致します。」と授業の振り返りで考察している。

(6) 事例問題：保育者の引率中に生じた園児の電車踏切死亡事故(2)

保育事故における注意義務と責任

～問題の所在を明らかにして考察を加えなさい～

【事例】園児の踏切死亡事故と保育士の注意義務

【事件のあらまし】

Y保育所の保育(以下、すべて保育士とする)であるAは、昭和39年7月21日、6歳の女の子であるXを含む年長組の園児22名とともに、保育所の北東500メートルにある事務所に予防注射を受けに行った。Aは、上記園児22名を引率して事務所から保育所に帰る途中、阪急電車の踏切にさしかかったが、その際、園児らは2列になり、Aが先頭になって歩き、その列の長さは10数メートルになっていた。しかし、Aは先頭を制止して停止させ、全体をまとめるなどの特別の行為をせず、そのまま園児の先頭グループとともに踏切を渡りだした。踏切を渡りだして間もなく警報が鳴り始めたため、Aはすでに踏切の中に入っていた園児らとともにそのまま踏切を横断した。このとき、踏切の中に入っていた4、5名の園児は引き返した。本件踏切では、遮断機が下りたあと、上り特急電車が通過したが、まだ警報はなったままであり、引き続き対抗列車が通過することを示していたため、Aは向かい側の渡りおえていない園児らに対し、「まだよ、まだよ」と大声でいったが、その声が向こう側に届いたかどうかは分からなかった。その直後に、踏切の遮断機が届かない隙間の付近にいたXが突然飛び出して踏切を渡りはじめ、Aが制止の合図をしたが及ばず、Xは下り急行列車に腹部をひかれて即死した。

これについて、即死した園児Xの両親は、保育士Aの使用人であるY保育所に対して、Aの不法行為に基づく使用者責任を原因として、損害賠償を請求した。これに対して、保育所側は園児にも過失があると主張して争った。

【争点】

①保育士Aに注意義務の違反があったと思いませんか。

②園児の過失についてどのように考えますか。

学生は「今回は保育事故における注意義務と責任について考えた。時間を決められて文章を読み、自分の考えを書くというものだった。今回の授業を通してまた1つ自分の課題を発見することができた。私は昔から文章を読んで理解するために何度か読み直す癖がありました。したがって、今回のように時間内に読み、意見や考えを書いていくというものは特に難しいと感じた。しかし、1度読んだだけでその場の情景を思い浮かべることが出来れば時間内に自分の意見等をしっかり考え、濃い内容を書くことが出来るようになると思う。

また、最近、他の方の振り返りを見て自分が出来ていないことは何か、と考えるようにしていた。何度も他の方の振り返りを見ていて少し違うな、と気づいたのは、私の振り返りには具体的な解決策を考えていなかったという点である。ふわっとした解決策を考えるのではなく具体的にどうすれば自分をレベルアップさせられるのかを考える必要があると思った。今回はこの上のレベルの課題を解決するためにどのようなことをするのが自分にとってプラスになるのか考えてみた。ありきたりなことかもしれないが、やはり授業中に配布される新聞記事や、自分の家にある小説などを読んだりして文字に慣れていくなどして読解力をつけていくのがポイントになると思った。毎回の授業ではたくさん資料が配布される。これは自分の力を伸ばすチャンスにもなるので決して無駄にしないように授業は集中して受け、自分のペースで少しずつレベルアップしていけるように努力したい。」と授業の振り返りで考察している。

ある学生は「本日も5つの事例問題に取り組んだ。それぞれの問いに対して、『○○だと思う』と、なんとなく考えることはできるものの、法的根拠を元に考えるのはやはり難しかった。先生から何度も『憲法を学ぶ意味』について聞いているが、自分の考えにプラスして法的根拠と照らし合わせると、より説得力が増す。そのためには、どういった『法律』でどういったこと

が定められているか知る必要があると感じた。また、事例の判決文を読んだが、事例 2(右目裂傷事故)の判決は、私の導いた考えとは全く異なるものだった。私は事例 2 を『担当教員が教室を不在にしようとしたため』という点に着目して考えていた。しかし判決は『偶発的で、未然に防ぐことはできなかった』と下されていた。未然防止できず事故に繋がるようなことは決してあってはならないことであるので、複雑な思いがする判決だった。しかし、事例 2 から『法律は身を守る』(この事例の場合は保育者の身)ということを変更して感じた。今回はどの事例も非常に痛ましい内容で、保育者を志す者として深く考えさせられるものだった。」と授業の振り返りで考察している。

ある学生は「今日は『手短に』という言葉にハッとさせられた。『気を付けるべき言葉』に気付いていなかったかもしれない。これまでは恐らく何気なく使っていたかもしれない、この『手短に』という言葉。漢字を見ればすぐに気付けるものの、そういった人権意識に欠けていたことを思い知った。『何気なく』という点が最も恐ろしいことでもあり、その何気なさによって誰かが傷付いてしまう可能性を忘れてはならないと痛感した。授業の中で、常々『言葉選びは慎重に』と言われる意味を、今一度心に留めたいと強く思った。また、『皆さんは未来の主権者を育てるんですからね』という言葉も非常に印象深いものだった。とりわけ保育者は、子どもたちの成長に大きく影響する幼児期の保育に携わる。未来の主権者となっていく子どもたちの大切な時期に関わるということが、どういった意味を持っているか改めて考えさせられる言葉だった。その意味も決して忘れないようにしたい。」と授業の振り返りで考察している。ある学生は「今回の授業では『いじめ』について、PTSD 事故について学んだ。PTSD については詳しく知らなかったので家に帰って調べて、またひとつ自分の知識にすることが出来た。他の授業でもいじめについて学ぶ機会があり、差別やいじめは結構前からあったことを知った。しかし今は SNS が普及したりいじめと

言っても昔より発見しにくかったり、いじめの種類も増えている。肉体的ダメージではなく精神的にもダメージを受けるいじめは社会問題化している。私は小学生の時までは人数が少なく、みんな仲がいい、という感じだった。しかし中学に進学してからは三校が合併した学校だったので人数も一気に増え、友達関係が一気に複雑になった。それにより小学校まではあまり感じなかったいじめや不登校などを身近に感じるようになった。今回の授業を通して保育園でもこのようなことは起こりうることを学んだ。子どもは自分の言葉で気持ちを表現することが得意では無いので発見が困難になりやすいと感じる。また、いじめによって発達にも影響が出てくるということを知った。私は将来保育者という立場になるのでどのような対応をすればいいのかまた一番大切なことはなんなのか考えてみた。やはり一番大事なことはいじめの兆候を見逃さないことだと思う。普段からしっかり子どもを見守ること、観察する際は行動だけではなく表情までもしっかり見ることが大切だと感じた。また、もしいじめがあることがわかった際は園児の教育に十分配慮しながら保護や指導をしていかなければならないと思う。そのためにも今のうちから観察力、コミュニケーション力、アウトプット力を身につけ、最大限に発揮することができるようにしていきたい。」と授業の振り返りで考察している。

4 研究の考察

ある学生は「改めて憲法の大切さを実感した。私が、保育園、幼稚園の園長、主任だったら…と考えてみた。特にそういう立場であれば、常に憲法と照らし合わせて、事故をみること、自分の園の立場になって考えることが必要なんだと感じた。また、いつでも「手を抜く」ということがあってはならないのだと改めて気が引き締まった。最初に先生が言われていた遊具の確認であり、園の見回りにおいても同じことが言える。私たちは今、事例問題として『この時はどうする?』と考えることができる。ですが、

現場では時間は止まってくれない。このことは、先生が言われていた『保育はリアルタイム』ということなのだと思う。私たちの一瞬の判断が子どもたちの生死に関わっていくということを忘れないようにしたい。」と授業の振り返りで考察している。

本研究の目的は、現場に求められる「考える力」のつく授業改善を進めることであった。憲法に対して苦手意識を持っている学生が多いなかで、まず保育者として日本国憲法をより身近に感じるように、保育に関連する諸法令の解説から始めた。保育者として憲法を日常生活と関連させることで法的思考につながるように工夫した。結果として、学生の「振り返り」での学生の考察は、当事者意識を持って、人権問題・憲法問題の新聞記事等に関心を示し、活字を読み、憲法と関連させて考え、自分の言葉でアウトプットできる力につながったように思う。

5 まとめ

ある学生は「今までは日本国憲法の授業が難しいと固定観念を持ってしまっていたが、最近、憲法の解説をして下さり意味が少し分かるようになって楽しくなってきた。まだまだ理解するところまではいかないが、少しずつ理解できるようになった。私の従姉妹が年下であるが同じ学生で法律について勉強している。分からない事は聞いていきたい。また、クラスメイトの振り返りが素晴らしくて毎回感動させられている。私の振り返りは、内容も文章力もなかなか成長せずに申し訳ないと思う。」と授業の振り返りで考察している。学生の授業の振り返りでの考察内容は、学生自らが学びを通じて変わっていく様子がよくわかり、説得力があった。学生にとっても、保育者になったときにも「憲法と自分の仕事」とのつながりを実感し、何かを判断する時の基準になっていくのではないかと考える。また、短大の存在意義を確認しても、おそらく4年生大学への流れが止まるわけでもない。しかし、短大は送り出す学生の質を4年生大学並みまたはポテンシャルを持つ学生に育

てる時期に来ているのであろう。

【参考文献】

- (1) 佐伯一弥他「Workで学ぶ保育原理」わかば社、2019、P22
- (2) 田村和之他「保育判例ハンドブック」信山社、2016、p42～p43
- (3) 木山泰嗣・小林摩耶朗読『「聴く」日本国憲法、中央経済新聞社、2014
- (4) 古笛恵子「事例解説 保育事故における注意義務と責任」新日本法規、2012
- (5) 山中龍宏他「保育現場の深刻事故対応ハンドブック」ぎょうせい、2018
- (6) 細川幸一「大学生が知っておきたい生活のなかの法律」慶應義塾大学出版会
- (7) 全国保育士会研究紀要委員会「保育研究の考え方・すすめ方」
- (8) 中野光・小笠毅「ハンドブック 子どもの権利条約」岩波ジュニア新書
- (9) 尾島史賢「法的思考のススメ」関西大学出版部、2021
- (10) 森英樹「主権者はきみだ」岩波ジュニア新書、2010
- (11) 橋本勇夫「保育と日本国憲法」みらい、2019
- (12) 高乗正臣「保育者のための法学・憲法入門」成文堂、2020
- (13) 品川皓亮「条文・判例の教科書」日本実業出版社、2015
- (14) 吉田成利「大学生のための日本国憲法入門」慶應義塾大学出版会、2020
- (15) 中川義朗「現代の人権と法を考える」法律文化社、2008
- (16) 伊藤和子「人権は国境を越えて」岩波ジュニア新書
- (17) 志田陽子「教職のための憲法」法律文化社、2017
- (18) 伊藤真「中高生のための憲法教室」岩波ジュニア新書、2014
- (19) 石山文彦「ウォーミングアップ法学」ナカニシヤ出版、2010
- (20) 奥野恒久「人権論入門—日本国憲法から考える」法律文化社、2019
- (21) 西原博史・斎藤一久著「教職課程のための憲法入門」弘文堂、2016